

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）C営業所に雇用され、大型トラック及びタンクローリーの運転手として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日の深夜、走行中に店舗兼住宅にタンクローリーを衝突させる事故（以下「本件事故」という。）を起こし、「頭部外傷、頸部捻挫、腰椎捻挫、左肩挫傷」等の負傷をした。請求人によると、その後、会社から本件事故の責任を問われるのではないかという不安感や焦燥感を感じるようになり、抑うつ気分が悪化したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し、「うつ病」と診断された。

本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が認定基準を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は、平成〇年〇月〇日に、ICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応 [重度ストレスへの反応] および適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当なもの判断する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による出来事としては、請求人が平成〇年〇月〇日に起こした本件事故が認められ、これは認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当であることから、以下検討する。

ア 請求人は、本件事故発生時の状況について、「走行中、一瞬睡魔に襲われて意識が遠のき、次に気づいた時には、反対車線を横切って店舗に衝突していました。」と申述している。同申述によると、請求人は、本件事故発生時

には意識がなかったものと考えられるところであり、その時点において自らの死を予感していたとまではいい難い。もっとも、同人に意識が戻り、救急隊が来るまでの間、タンクローリーに閉じ込められていたことやけがを負って救急搬送されたこと、更には自身が運転不注意で住宅を損壊させていたことを目の当たりにしたこと等に鑑みると、同人が悲惨な事故を体験したことは間違いなく、一定の心理的負荷を負ったことは否定し得ない。

しかしながら、本件事故による請求人のけがの程度についてみると、救急搬送先のE病院における入院期間は平成〇年〇月〇日から翌〇日までの〇日間のみであり、同院での治療も解熱鎮痛剤等の内服薬及び湿布等の外用薬による治療にとどまるものであったことからすれば、重傷であったとは認め難いものである。加えて、本件事故によって他にけが人は出ていないこと等も勘案すると、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」にとどまると判断する。

なお、本件公開審理後に提出された報告書、F病院における診療費請求内訳書並びに平成〇年〇月〇日付けG医師作成の回答書及び同医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書についても精査したが、請求人のその後の治療経過は、平成〇年〇月〇日にF病院において〇日のみ外来通院し、整骨院及び整形外科クリニックに通院したとの記録はあるも、その他に手術や入院をしたとの記録はなく、けがの程度が重度であったといえないことは明らかであり、上記判断を左右するものではない。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社代表取締役Hが、入院していた請求人に対して「どうしたんだ。なぜこうなったんだ。居眠りか。」等と問うのみで、同人の身体を気遣う言葉を何一つ投げかけてくれなかったことを、いじめ、嫌がらせとして評価すべき旨主張しているが、同発言は、事業主として本件事故の状況を確認するために発せられたものと推認され、仮に請求人の主張どおりの言葉遣いであったとすると、表現にやや適切さを欠くとは感じられるものの、同発言をもって直ちにいじめ、嫌がらせであるとみることは相当ではなく、請求人の主張を採用することはできない。

ウ さらに、再審査請求代理人は、本件疾病の発病は長時間労働も関与しており、審査官の労働時間の認定は不当なものである旨主張する。

当審査会では、同主張を踏まえ、請求人の労働時間について再度検討を行

ったところ、審査官の労働時間認定は、請求人の就労実態を十分に把握し、請求人に有利となるよう最大限に配慮して算出されたものと認められるものであり、同算定を前提としても、本件疾病を発病させるほどの長時間労働があったとは認め難く、同主張を採用することはできない。

エ 以上より、評価期間における業務による心理的負荷の総合評価は「中」の出来事が1つであることから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。